

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 開始前会社株式会社ウィルコムについて更生手続を開始する。
- 2 管財人に次の者を選任する。

東京都千代田区神田須田町一丁目13番8号加納ビル4階

腰塚和男

- 3 更生債権等の届出をすべき期間等を次のとおり定める。

- (1) 更生債権等の届出をすべき期間

平成22年5月12日まで

- (2) 認否書の提出期限

平成22年6月25日

- (3) 更生債権等の一般調査期間

平成22年6月30日から同年7月7日まで

- 4 更生会社、更生債権者等、株主、労働組合等が、管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間を次のとおり定める。

平成22年4月12日まで

- 5 更生計画案の提出期間を次のとおり定める。

- (1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間

平成22年7月20日まで

- (2) 更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間

平成22年7月14日まで

- 6 管財人は、会社更生法に定めるもののほか、次の行為をしなければならない。
- (1) 会社更生法84条1項に規定する報告書を平成22年5月12日までに裁判所に提出すること。
 - (2) 毎月、更生会社の業務及び財産の管理状況について、報告書及び損益計算書を作成し、翌月末日までに、報告書に損益計算書の写しを添付して裁判所に提出すること。
 - (3) 更生手続開始時における財産評定前の貸借対照表を作成後速やかに裁判所に提出すること。
 - (4) 会社更生法83条3項の規定による貸借対照表及び財産目録を作成後速やかに裁判所に提出すること。
 - (5) 更生計画案作成の時における清算価値及び継続企業価値による資産総額を記載した書面並びに更生手続開始後更生計画案作成時に至るまでの期間における損益計算書を作成して、更生計画案とともに裁判所に提出すること。
- 7 管財人は、次の行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
- (1) 更生会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 更生会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（更生会社による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け
 - (5) 借財（手形割引を含む。）及び保証
 - (6) 会社更生法61条1項の規定による契約の解除
 - (7) 訴えの提起及び保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
 - (8) 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）2条1項に規定す

る仲裁合意をいう。)

- (9) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
- (10) 1000万円を超える共益債権を生じさせる行為で常務に属しないもの
- (11) 更生担保権に係る担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
- (12) 更生会社の事業の維持更生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

理 由

一件記録によれば、開始前会社には、会社更生法17条1項所定の更生手続開始の原因となる事実があると認められ、他方、同法41条1項各号に掲げる事由があるとは認められない。

よって、本件申立ては理由があるので主文第1項のとおり決定し、併せて会社更生法42条1項、72条2項、84条2項、85条4項、146条3項、184条1項及び2項、会社更生規則51条1項の規定に基づき、主文第2項から第7項までのとおり決定する。

平成22年3月12日午後1時

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 菅 野 博 之

裁判官 渡 部 勇 次

裁判官 馬 渡 直 史

別 紙

当 事 者 目 録

東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

開始前会社（申立人）	株 式 会 社 ウ イ ル コ ム
代表者代表取締役	久 保 田 幸 雄
代 理 人 弁 護 士	須 藤 英 章
同	赤 川 公 男
同	廣 瀬 正 剛
同	林 依 利 子
同	金 丸 絢 子
同	廣 瀬 崇 史
同	赤 石 理

以 上

これは謄本である。

平成22年3月12日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 門山英

